

新規【法人】登録チェックリスト

事務所名	
担当者名	
連絡先(tel/fax/e-mail など)	

*正副 2 部提出 《副本は印も含め白黒コピーで可》

■法人事務所	
①申請書	法人名称、代表者氏名役名の記入 署名・押印は不要
	登記された法人名の表記
	※事務所名に「二級」「木造」の表記
②払込受領書	【正本】コピーを添付 【副本】原本を添付
③所属建築士名簿	管理建築士を含む所属建築士全員
	定期講習(22条の2に定める講習)受講日の記入
④法人役員名簿	建築士法上の役員を記入 ※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない
⑤業務概要書	「該当なし」と記入し添付
⑥略歴書(申請者)	申請者氏名の記入 署名・押印は不要
	最終学歴の記入
	最終学歴～現在までの勤務先の記入
⑦略歴書(管理建築士) 【※申請者と管理建築士が 同一の場合は⑥のみで可】	管理建築士氏名の記入 署名・押印は不要
	最終学歴の記入
	最終学歴～現在までの勤務先の記入
⑧誓約書	法人名称、代表者氏名役名の記入 署名・押印は不要
⑨建築士免許証の写し	管理建築士を含む所属建築士全員分
⑩管理建築士講習修了証の写し	管理建築士講習(24条の2に定める講習)修了証の添付
⑫定款の写し	原本証明 i. 最終ページの余白部分に《原本に相違なし》と記述 ii. 年月日、法人名称、代表者氏名役名の記入
	業務目的欄:建築士事務所としての詳細な記載 ※1
⑬商業登記:登記事項証明書	3ヶ月以内に発行されたもの
	原本【副本はコピーで可】
	業務目的欄:建築士事務所としての詳細な記載 ※1
⑭退職証明書(離職票・健康保険資格喪失証明書等でも可)	管理建築士となる者が申請前6ヶ月以内に他の職場等離職している場合
<p>※1 以下の項目のうちのいずれかを盛り込む</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の設計及び工事監理 2. 建築工事契約に関する事務に関する業務 3. 建築工事の指導監督に関する業務 4. 建築物に関する調査又は鑑定に関する業務 5. 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理に関する業務 <p>注:例えば目的欄に「建築工事業」とあり→「前各号に付帯する一切の業務」では認められません。</p> <p>※代理申請の場合>>委任状が必要 <所員の場合は不要></p>	

建築士住所等の届出は、必要な場合直接建築士会へ【令和3年4月より】
ご提出いただくようになりました。

<http://www.ehime-shikai.com/architect/registry>

正	副
---	---

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

[記入注意]

- ※印欄は、記入しないでください。
- のある欄は、該当する□に印を付けてください。
- 登録年月日および登録番号欄は、更新登録を受けようとする場合に記入してください。

※ 手 数 料 欄			
令和	年	月	日
一級		18,000 円	
二級・木造		13,000 円	

一級・二級・木造 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

登録申請者氏名

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会 様

建築士事務所	ふりがな			
	名 称			
	所 在 地	〒 電話		
	事務所の別	<input type="checkbox"/> 一級建築士事務所 <input type="checkbox"/> 二級建築士事務所 <input type="checkbox"/> 木造建築士事務所		
登録申請者	個人であるとき	ふりがな		
		氏 名	建築士の資格	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし
		住 所	〒	
		事務所名称		
	法人であるとき	事務所所在地	〒	
		役員の氏名及び役名	決算時期	月
		ふりがな	登録番号	第 号
		氏 名	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	登録を受けた都道府県名 (二級・木造建築士の場合)
管理する建築士事務所を	管理建築士講習を修了した年月日	平成 年 月 日	講習修了証番号	
	現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	平成 年 月 日 愛媛県知事登録 第 号	※ 審 査	
	新 更 規 規 規 新 規 □ □	※登録年月日 及び登録番号 令和 年 月 日 愛媛県知事登録 第 号		

振替払込請求書兼受領証原本貼付欄

郵便局・ゆうちょ銀行にて下記ゆうちょ銀行口座へ納入してください。

口座番号：01600-3-76581

口座名称：一般社団法人愛媛県建築士事務所協会

(イッパソシヤダシホウジシエヒメケンケンチクジシムシヨキョウカイ)

*** 他金融機関からの振込用口座番号 ***

一六九(イチロクキュウ)店(169) 当座 0076581)

役員名簿

[記入注意]

- 1、この書類は申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2、全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな氏名	役名	生年月日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日

(備考)

別紙 有
無

添付書類（ロ）

略 歴 書 〔 登録申請者 管理建築士 〕

〔記入注意〕

1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士または 木造建築士の別)	
	登録 番号		
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別
職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名
	年 月 ～ 年 月		

添付書類（ロ）

略 歴 書 〔 管理建築士 〕

〔記入注意〕

1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/>	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士または 木造建築士の別)	
	登録 番号		
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別
職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名
	年 月 ～ 年 月		

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者氏名又は名称.....

愛媛県指定事務所登録機関
一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。